

令和2年度の今後の教育課程等実施に向けた方針について

1 学期への対応

(1) 今年度の学期について

第1学期	令和2年	4月	6日(月)	～	令和2年	8月	7日(金)
夏季休業	〃	8月	8日(土)	～	〃	8月	23日(日)
第2学期	〃	8月	24日(月)	～	〃	12月	25日(金)
冬季休業	〃	12月	26日(土)	～	令和3年	1月	4日(月)
第3学期	令和3年	1月	5日(火)	～	〃	3月	24日(水)

※ 学校休業日の変更は、学校管理規則の制定附則に特例に関する規定を設けることにより、今年度に限り、学期の期日を変更します。

※ 保護者への通知は、6月中旬に配付しました。

(2) 通知表の方針について

- ・6月に学校再開のため、1学期末通知表の作成までの期間が非常に短く、観点別の評価が出そろわない状況です。そのため、今年度は、1学期と2学期を合わせて児童生徒の学習状況の評価をし、通知表を2学期末と3学期末に作成し、家庭に伝え、連携を図っていく方針です。
- ・1学期までの学習評価については、担任が保護者を行う個人面談において、準備ができる範囲内の学習状況や学校生活の様子を伝えることとし、学習効果を高めていく方針です。

(3) 次年度の学期に関する方針について

利根町の小中学校では、令和3年度以降についても3学期制を採用していく方針です。(これは、3～4か月ごとの期間で一人一人の児童生徒の学習評価を行い、保護者に通知表を渡し、学校と家庭が連携していくことを通して、学習効果を上げていくためです。令和3年度については、通知表を学期ごとに作成していく方針です。)

2 学校行事の実施に向けて

(1) 体育祭・運動会，文化祭について

- ・各小中学校と協議して、実施の有無について、7月末頃に決定します。

- ・現在の良好な状況が続けば、体育祭・運動会については、昼食時間も含め、内容を精選し、1日実施（午後に1競技をしてから閉会式を実施するなど）する方向で検討しています。
- ・密をつくらない工夫をします。（文化祭については、体育館が密になるなどの状況ができてしまうため、実施時期を考慮するとともに、窓を開ける・時間短縮等の対策をとるなど実施方法の工夫をしていきます。）
- ・地域の方の参加については、今年度は、最低限度とさせていただきます。

（2）修学旅行・宿泊学習・遠足等について

- ・各小中学校と協議して、実施の有無について、7月末頃に決定します。
- ・今後、県の方針や近隣の市町村の状況をつかみ、実施の有無を判断していきます。（バスの利用・宿泊施設の利用が課題となっています。）
- ・保護者の皆様とも連携し、児童生徒の参加確認をしながら、すすめていきます。

3 学習内容について

（1）令和元年度3月の未履修部分について

- ・6月の学校再開後に、補充学習を実施します。
- ・技能教科については、今年度の学習内容と併せて指導も可とします。

（2）令和2年度の学習内容について

- ・年度内の学習内容は、全て履修させていくことが基本で、教育活動を進めています。
- ・年度内に履修させることが難しい各教科の単元があれば、次年度に位置づけることも可とします。（2文科初第265号 通知（令和2年5月15日）「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について（通知）」から）

4 その他

（1）夏季休業中に創出した授業日の対応について

- ・授業日については、全日、給食を提供する方針です。
- ・熱中症対策の1つの取組として、小学1年生～3年生まで、下校時のバス対応を予定しています。
- ・「新しい生活様式」を踏まえた熱中症対策を登下校においても取り入れていきます。